

### 【名称】 個人情報の保護に関する法律等施行取扱規則

#### 【1 趣旨】

この規則が個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（以下「委員会規則」という。）及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものであることを規定します。

#### 【2 定義】

- ・この規則において使用する用語は法及び条例で使用する用語の例によることを規定します。
- ・また、次の用語を定義します。
  1. 個人情報ファイル簿 法第 75 条及び政令第 21 条第 2 項に規定する帳簿
  2. 個人情報ファイル簿（単票） 個人情報ファイル単位で作成する単票で、前号の個人情報ファイル簿を構成するもの

#### 【3 個人情報ファイル簿の作成】

- ・個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿（単票）を作成し、これを集約し、一の帳簿として作成するものと規定します。
- ・個人情報ファイル簿（単票）を作成したときは、当該単票に記載した個人情報ファイルの名称を条例に規定する個人情報取扱事務登録簿（見出）に記載するものと規定します。

#### 【4 個人情報取扱事務の登録】

- ・個人情報取扱事務登録簿について、条例において規則に定めるとした項目を規定します。
- ・同帳簿について、見出しと単票によって構成するものとし、単票への記載項目を規定します。
- ・登録簿単票に記載した事務が取り扱う個人情報ファイルが法の規定による条件を満たすことにより、法定の個人情報ファイル簿（単票）を作成した場合には、当該登録簿単票を登録簿から除き、作成した個人情報ファイル簿（単票）は3の規定により処理するものと規定します。

#### 【5 「個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿の公表】

法定の個人情報ファイル簿及び個人情報取扱事務登録簿の具体的な公表方法を規定します。

#### 【6 事務の委託の届出】

- ・ 個人情報の取り扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を市の機関以外の者に委託しようとするときにそのことを届出し、帳簿に登録するものと規定します。
- ・ 委託登録の状況は、個人情報保護運営審議会へ報告するものと規定します。

#### 【7 個人関連情報の提供先に求める措置】

個人関連情報を第三者に提供する場合、提供先に対し、当該個人関連情報を適切に管理するために必要な措置を講ずることを求めるものと規定します。

#### 【8 保有個人情報開示請求書】

保有個人情報の開示請求を行うための請求書様式を規定します。

#### 【9 保有個人情報開示請求等における本人確認書類】

保有個人情報の開示請求等における本人確認書類として、行政機関の長等が適当と認める書類を別表1に掲げる旨規定します。

別表1は検討中ですが、主に法令に基づき官公庁が交付する身分証以外の身分証等を規定します。(私立学校の学生証、企業の社員証等)

#### 【10 保有個人情報開示請求等における本人確認手続の特例】

法は、写真のない身分証による本人確認を1点でも請求を認めています。このことについて、疑義のある場合は複数点を求めることが許容されるとされていることから、本人または代理人として認定することが困難又は疑義がある場合には2点の身分証を提示することを求める旨規定します。

#### 【11 保有個人情報開示決定通知書等】

保有個人情報の開示決定通知書等の様式を規定します。

#### 【12 保有個人情報開示等決定期間延長通知書】

保有情報の開示等の決定を延長する場合の通知書の様式を規定します。

#### 【13 保有個人情報開示等決定機関特例延長通知書】

保有個人情報の開示等の決定を特例により延長する場合の通知書の様式を規定します。

#### 【14 事案移送通知書】

事案の移送を行う場合の通知書の様式を規定します。

**【15 第三者に対する意見書提出の機会の付与等に係る様式】**

開示請求等に関する第三者の意見照会を行う場合の意見書の様式を規定します。

**【16 電磁的記録の開示の実施方法】**

電磁的記録を開示する場合の実施方法（主に媒体について）を規定します。

**【17 開示の実施方法の申出】**

開示の実施方法の申出を行う場合の様式を規定します。

**【18 開示の実施における保有個人情報の保全】**

- ・ 閲覧、視聴による開示の実施に当たり、保有個人情報を丁寧に取り扱い、改ざん、汚損または破損を禁じる旨規定します。
- ・ 上記の禁止事項に違反するおそれのある場合には、法の規定により、その写しによる実施に切り替える旨を規定します。

**【19 写しの交付に係る作成等に要する費用】**

写しの交付に係る作成等に要する費用の額を別表に規定します。また、郵送による写しの交付を行う場合の費用及び前納が必要である旨を規定します。

**【20 保有個人情報訂正請求書】**

保有個人情報の訂正請求を行う場合の様式を規定します。

**【21 保有個人情報訂正決定通知書等】**

保有個人情報の訂正に係る決定通知書の様式を規定します。

**【22 保有個人情報利用停止請求書】**

保有個人情報の利用停止を請求する場合の様式を規定します。

**【23 保有個人情報利用停止決定通知書等】**

保有個人情報の利用停止に係る決定通知書等の様式を規定します。

**【24 情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書】**

情報公開・個人情報保護審査会へ諮問した場合に審査請求者へ行う通知書の様式を規定します。

**【25 運用状況の公表】**

運用状況の公表について、広報よこすかへの掲載及びインターネットを利用した閲覧と具体的な方法を規定します。

**【26 個人情報保護専門委員】**

個人情報保護専門委員の設置を規定します。

**【27 目的外利用・外部提供に係る判断基準の策定】**

法第 69 条第 2 項及び第 3 項の規定に関し、取り扱いを適切に判断するための「保有個人情報の利用及び提供に係る取扱基準」を策定する旨規定します。また、基準を満たした上で市長が特別に認める場合（市長決裁を想定）には、相当の理由があるものと認める旨規定します。基準の内容は調整中ですが、概念を示した図を別添します。

**【28 その他の事項】**

規則に定めるもののほか、必要な事項は要綱・要領等別に定める旨規定します。